



富山市告示第 361 号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり本市の字の区域を変更し、及び廃止するので、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による富山高岡広域都市計画事業富山空港北土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成30年10月10日

富山市長 森 雅



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「才覚寺」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	経田		1002の一部、 1044の一部、 1049の一部、1053、 1054-1、1054-2、 1055
	西荒屋		498-1の一部、 498-2の一部、498-3、 498-4、498-5の一部、 499-2の一部、499-3、 500-2、501-2、 506-3の一部、506-4、 507-2の一部、 507-3の一部、 508-3の一部、 508-4の一部、 509-2の一部、 510-2の一部、 511-2の一部、 512-2の一部、 513-2の一部、 514-2の一部、 515-2の一部、534-4
	塚原	杉本割	3-2、4-2、13-2の一部

上記の区域内にある公有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「経田」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	才覚寺		501の一部、504の一部
	秋ヶ島		285-2の一部、 286の一部、299-2、 300、1415の一部

上記の区域内にある公有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「西荒屋」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	才覚寺		3-1から3-3まで、 15-4、15-5、16-3、 16-4、27-3、 27-4の一部、28-3、 28-4の一部、39-3、 39-4の一部、40-3、 40-4の一部、40-5、 40-6、40-15、 40-16、93-1の一部、 93-3の一部、 98-2の一部、98-3、 99-2、113-2、 114-2、129-2、 130-2、143-2、 144-2、161-2、 161-3

上記の区域内にある公有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「塚原」字「杉本割」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	才覚寺		170-2の一部、 183-2の一部、 184-2の一部、 185-2の一部、 198-2の一部、 199-2の一部

上記の区域内にある公有地の全部を含む。

市 町 村 名	従前の大字の区域を変更し、大字「秋ヶ島」に編入する区域		
	大 字 名	字 名	地 番
富 山 市	経 田		4の一部、1003の一部、 1004の一部

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	才覚寺	水口割	86、87、88-1、112、 120-1、120-2、121

上記の区域内にある公有地の全部を含む。

市 町 村 名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大 字 名	字 名	地 番
富 山 市	経 田	堂 前 割	2 5 - 1、3 1